



遠藤市長にメッセージを伝達する(左から)佐々木さん、向畑さん、橋場さん

ギカイと語ろう“しゃべり場” 開催希望団体を募集します

☎ 議会事務局 ☎ 52-2188

市議会では、多くの市民と懇談しながら意見や考えを聞くため「ギカイと語ろう“しゃべり場”」を開催します。懇談テーマは自由。希望する場所に議員が伺います。町内会から近所グループまで気軽にお申し込みください。

内容…①議会活動のお知らせ②懇談
対象…各種団体及び任意のグループ(概ね5人以上)※宗教団体・政治団体等を除く
開催期間…10月30日(日)～11月5日(土) 1回90分程度

※申し込みの際に希望する時間帯をお伝えください。また、この期間外でも開催できますので、まずはご相談ください。

申込期限…8月31日(水)



これまで開催していた議会報告会を、より親しみやすく、参加しやすくリニューアルしました。皆さんの参加をお待ちしています。

社会を明るくする運動

久慈中生がメッセージ伝達

7月は、誰もが笑顔で暮らせる社会を呼びかける「社会を明るくする運動」の強調月間です。久慈地区保護司会(上神田正巳会長)は、これに合わせて、7月1日に市役所を訪問。一日保護司に委嘱された、久慈中学校3年生の向畑雄史さん、橋場一咲さん、佐々木彩優佳さんの3人が、遠藤譲一市長に内閣総理大臣のメッセージを伝達し、安心安全な社会の実現を訴えました。

税の納め忘れにご注意ください

☎ 収納対策課 ☎ 52-2368



税金が納期限までに納付されなかった場合、納付書付きの督促状をお送りしています。納付にご利用ください。

督促状が発送されてから10日経過するまでに完納されない場合、差押など滞納処分を受けることがあります。納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

また、滞納などがあった場合でも、市職員が納付相談に訪問することはありません。自主的な納付及び相談をお待ちしています。

現況届は、毎年提出が必要です

障がい手当の現況届

☎ 社会福祉課 ☎ 52-2119 山形福祉室 ☎ 72-2143

■受付…社会福祉課 (市役所1階)
山形福祉室(山形総合支所)

8月12日(金)～9月12日(月) 平日9時～17時

障がい関係の手当を受給するには一定の要件があります。世帯や所得などの状況を確認するため、毎年1回、現況届の提出が義務付けられています。

現在、手当を受給している人でも、現況届の提出がない場合は手当を受けられませんので、忘れずに手続きを行ってください。新たに手当の支給要件に該当すると思われる人は、担当課までご相談ください。

また、平成28年1月2日以降に久慈市に転入した人は、前住所地の所得課税証明が必要です。

対象となる手当の種類

- ▶特別児童扶養手当…身体または知的・精神に障がいのある人(20歳未満)を養育している人に支給します
- ▶障害児福祉手当…身体または知的・精神に重い障がいがあり、日常生活で特別の介護を必要とする人(在宅・20歳未満)に支給します
- ▶特別障害者手当…身体または知的・精神に重い障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする人(在宅・20歳以上)に支給します

市職員の採用試験

☎ 総務課 ☎ 52-2112

○採用予定人数・受験資格

右表のとおり

○試験日時・会場

■第1次試験…9月18日(日)

▶会場…久慈市役所 ▶受付時間…9時～9時30分

■第2次試験…第1次試験合格者に通知します

○試験内容

■第1次試験…教養試験、作文試験、職場適応性検査

※土木、保健師、保育士、管理栄養士は専門試験あり

■第2次試験…人物試験、身体検査

○申込方法

申込用紙は総務課で配布します。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、宛先と郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒(A4判)を同封してください。

宛先：〒028-8030 久慈市川崎町1-1 久慈市役所総務課

○申込期限

8月19日(金) 17時15分※郵送の場合は同日の消印有効

一般事務A	3人程度
短期大学(高等専門学校含む)または大学の卒業生(平成29年3月までに卒業見込みを含む)で、昭和56年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人	
一般事務B	3人程度
中学校または高等学校(各種専門学校含む)の卒業生(平成29年3月までに卒業見込みを含む)で、昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人※一般事務Aの受験資格者を除く	
土木	1人程度
昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人	
保健師	1人程度
保健師免許を持つ(平成29年3月までに取得見込みを含む)昭和56年4月2日以降に生まれた人	
保育士	1人程度
保育士の資格を持つ(平成29年3月までに取得見込みを含む)昭和56年4月2日以降に生まれた人	
管理栄養士	1人程度
管理栄養士免許を持つ(平成29年3月までに取得見込みを含む)昭和56年4月2日以降に生まれた人	

現況届は、毎年提出が必要です

児童扶養手当の現況届

☎ 子育て支援課 ☎ 52-2169 山形福祉室 ☎ 72-2143

■受付…子育て支援課(市役所1階)
山形福祉室(山形総合支所)

8月1日(月)～31日(水) 平日9時～17時

■届け出に必要なもの…①手当証書②印鑑③健康保険被保険者証など

児童扶養手当は、父親または母親のいない18歳以下の子どもを育てている家庭(ひとり親家庭等)の支援を目的として支給される手当です。

受給者は毎年1回、現況届の提出が必要となりますので、忘れずに手続きを行ってください。また、手当を受給するためには本人の申請が必要です。支給要件に該当すると思われる場合は、担当課までご相談ください。

■平成28年8月からの手当額

児童扶養手当の金額は子どもの人数や受給資格者の所得などで決定されます。また、所得や年金の受給状況等によっては、受給できない場合もあります。

- ▶子どもが1人…42,330円～9,990円
- ▶子どもが2人…10,000円～5,000円を加算
- ▶子どもが3人以上…1人につき6,000円～3,000円を加算



ひとり親家庭等日常生活支援事業

☎ 子育て支援課 ☎ 52-2169

一時的な事情により、子育て支援や家事の支援が必要になったときに、身の回りの世話を行う支援員を派遣します。

■支援内容…乳幼児の保育、住居の掃除、買い物など

■対象…母子家庭、父子家庭、寡婦

◇利用料(1時間当たり)

世帯種別	子育て支援	生活援助
市県民税非課税世帯	無料	無料
児童扶養手当支給水準世帯	700円	1500円
上記以外の世帯	1500円	3000円